

2012年8月21日

各部門会議座長殿

主査選任及び租特等にかかる重点要望選定のお願い

民主党税制調査会

会長 藤井 裕久

平素からの活発な政策活動に心より敬意を表します。

さて、このたび民主党税制調査会では、政府税制調査会における次年度税制改正案の策定に際し、租特等にかかる重点要望の整理を行うことになりました（租特等要望の流れについては別紙「租税特別措置等要望の流れのイメージ」をご参照ください）。つきましては、ご多用中恐縮ではありますが、部門会議座長各位におかれましては、下記のご対応をお願い申し上げます。

（1）主査の選任

各部門会議において、税制改正要望を担当する主査（原則各委員会筆頭理事）を選出していただき、別添の書式1に記入し政策調査会の各部門担当者を通じて党税制調査会にご提出ください。

（2）関係団体等からのヒアリング

各部門会議において、主査を中心に、民主党幹事長室（企業団体対策委員会）の要請も踏まえつつ、広く税制改正要望にかかる意見聴取を、マスコミフルオープンなどできる限り国民に開かれた形で行ってください。

（3）要望の取りまとめ

各部門会議において、ヒアリング結果などを踏まえるとともに、

民主党税制調査会の「平成25年度税制改正にかかる基本方針」も十分に踏まえ、各省庁と税制改正要望について十分に協議し、各省庁を通じて9月7日までに税制改正要望を政府税制調査会宛に提出してください。

(4) 重点要望の取りまとめ

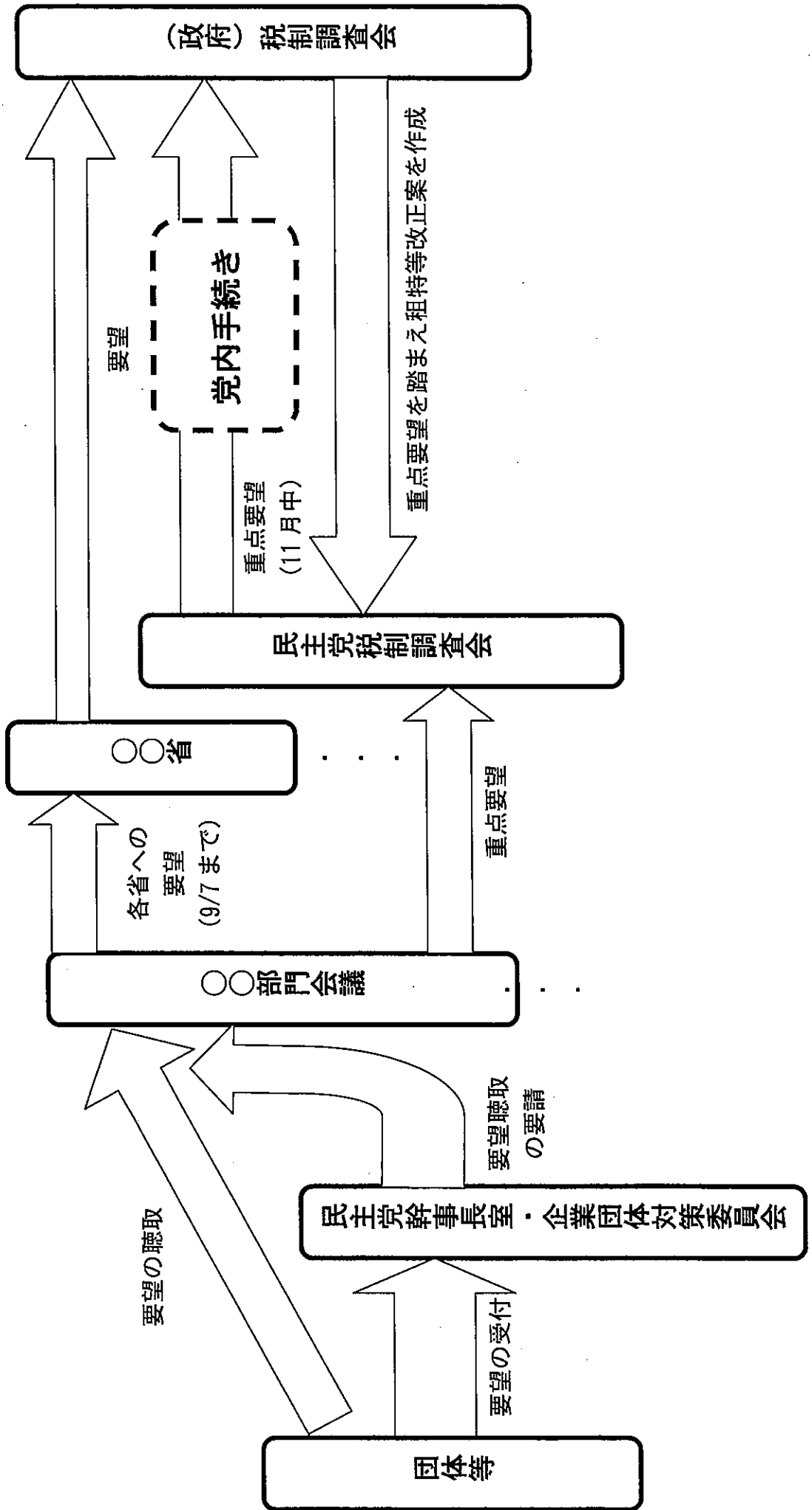
各部門会議において、政府税調に提出した要望の中から、民主党税制調査会の「平成25年度税制改正にかかる基本方針」も十分に踏まえ、重点要望（要望量に応じて3～5つ程度）を取りまとめ、別添の書式2に記入し政策調査会の各部門担当者を通じて党税制調査会に提出してください。

以上

部門

| 重点要望項目 | 重点要望概要 | 要望団体 |
|--------|--------|------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

租税特別措置等要望の流れのイメージ



2012年8月21日

「平成 25 年度税制改正にかかる基本方針」の策定にあたって（案）

民主党税制調査会役員会

民主党は政権交代以来、「公平・透明・納得」の税制、「支え合い」のために必要な費用を分かち合う税制を築くことなどを目指してきた。所得税については、格差是正等を行う観点から、所得再分配機能を回復する等の改革を進めてきた。具体的には、給与所得控除の上限設定等、高所得者に対して結果的に有利になっている所得控除の見直しによる課税ベースの拡大、年少扶養控除の廃止・特定扶養控除の縮減と新たな児童手当創設、高校無償化等、控除から手当等への転換を図ってきた。

また、民主党は租税特別措置・税負担軽減措置等の抜本的見直しも行ってきた。租特等は、補助金等と同様に政策目的を達成する手段であり、租税歳出である。にもかかわらず、時代の要請とずれた措置や効果が不透明な措置が散見され、その背景として、族議員の存在や既得権益化が指摘されてきた。そのことを踏まえ、租特等の適用実態を明らかにして効果を検証する租特透明化法を成立させたところであり、可能な限り平成 25 年度から税制改正に活用していく。また、租特等の縮減・廃止等を行うとともに、経済政策として有効性が認められる租特等については、新設・拡充等を行ってきた。

さらに、人口構成の変化が一層進んでいく社会にあっても、社会保障を持続可能なものとするためには給付・負担両面での制度改革を行う必要があるとの観点から、社会保障と税の一体改革を進めることとし、そのための税制抜本改革法案について、自民党、公明党との合意を経て、先般成立に至ったところである。

以上、これまで行ってきた税制改革や税制抜本改革法及び同法に係る 3 党合意も踏まえれば、平成 25 年度税制改正は、同法第 7 条や

附則第 20 条、21 条に規定された検討課題を始めとして引き続き税制抜本改革に取り組むための重要な改正である。こうした点も踏まえつつ、平成 25 年度税制改正について、党重点要望の策定及びその後の政府との協議に当たっての基本方針を別紙の通り定めるものである。

加えて、各部門において、政府税制調査会への税制改正要望の審査、党税制調査会への重点要望の取りまとめを行う際には、当該方針を十分に踏まえ、対応するよう、あわせて要請するものである。

以上

平成 25 年度税制改正にかかる基本方針（案）

平成 25 年度税制改正においても、引き続き、「公平・透明・納得」の税制、「支え合い」のために必要な費用を分かち合う税制を築くことなどを目指し、所得税・資産課税の見直し、租税特別措置の見直し、税制抜本改革法第 7 条の検討課題等に取り組むこととし、以下の通り基本方針を定める。

1. 所得税、資産課税（相続税・贈与税等）について

- 所得税については、格差社会への対応等の観点から、平成 24 年度税制改正大綱、税制抜本改革法第 7 条及び附則第 20 条に従い、課税所得 5,000 万円超について 45%に引き上げるとした税制抜本改革法の政府・与党原案や法案の国会審議における議論も踏まえつつ、最高税率の引上げ等、累進性の強化等を行って所得再分配機能を回復することを始め、所要の見直しを行う。
- 相続税・贈与税については、格差の固定化の防止等の観点から、平成 24 年度税制改正大綱、税制抜本改革法附則第 21 条に従い、バブル後の地価の大幅下落等に対応して相続税の基礎控除の水準の引き下げ、最高税率の引き上げ等を行うとともに、高齢者の保有資産の現役世代への早期移転の促進による需要喚起等を図る観点から贈与税の税率構造の緩和等を行う等とした税制抜本改革法の政府・与党原案や法案の国会審議における議論も踏まえつつ、課税ベース、税率構造等、所要の見直しを行う。

2. 租税特別措置・税負担軽減措置等について

- 歴史的使命を果たし終え、合理性を欠いた措置は、廃止・縮減する。効果が薄い措置も当然、廃止・縮減する。
- 経済成長・雇用創出や円高・空洞化対策に有効性（費用対効果）が認められる措置で、特に日本再生戦略に示されたグリーン（エ

エネルギー・環境)、ライフ(健康)、農林漁業の重点3分野に関する措置については、日本経済を支える中小企業の活力も最大限活用しながら、納税者の納得感も踏まえつつ、果敢に実施する。

○補助金などの歳出との役割分担といった相当性についても積極的に検討を行う。

3. 税制抜本改革法第7条に基づく主な検討課題等について

○税制抜本改革法第7条に規定された検討課題については、同条に示されたそれぞれの方針、及び「『検討課題に対する法案提出後の対応の方向性』にかかる党内議論の進め方について」(別添)に基づき、平成25年度税制改正等の過程において検討を行う。

○逆進性対策については、簡素な給付措置及び給付付き税額控除検討WTにおいて、引き続き検討を進める。

○住宅の取得にかかる措置については、具体的な方向性を示すべく、住宅取得にかかる消費税の影響検討分科会において、必要な措置の検討を進める。

○自動車取得税・自動車重量税については、抜本的な見直しを進めるべく、検討を進める。

○医療、転嫁対策、歳入庁、地方法人特別税等の検討課題については、所管部門における検討状況を注視しつつ、連携を行う。

以上

「検討課題に対する法案提出後の対応の方向性」にかかる党内議論の進め方について

| 「検討課題に対する法案提出後の対応の方向性」の項目 | | 党内議論の進め方 | | 議論主体 |
|-----------------------------------|--|---|--|--------------|
| 社会保障改革 | | ○大綱に基づき、厚生労働部門会議を中心に順次法案化等を行う。 | | 厚労 |
| 総合算制度や給付付き税額控除等の再分配に関する総合的な施策 | | ○「総合算制度」については、厚生労働部門会議で検討を進める。 | | |
| 上記施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置として行う簡素な給付措置 | | ○税制調査会の下に「簡素な給付措置及び給付付き税額控除検討W T（仮称）」を設置し、厚生労働部門、社会保障と税の一体改革調査会、財務金融部門、総務部門と連携しつつ、「簡素な給付措置」については、法案の審議入り前に、具体化にあたっての基本的な考え方を示すべく、早急に検討を進める。 | | W T (税調) |
| 住宅取得に係る措置 | | ・「給付付き税額控除」については、厚生労働部門における上記検討状況を踏まえつつ、検討を進める。 | | |
| 転嫁対策・価格表示 | | ○国土交通部門と税制調査会が連携して具体化を図る。 | | 国交/税調 |
| 使途の明確化 | | ○経済産業部門を中心に、内閣府に設置される予定の本部とも緊密に連絡しつつ、税制調査会、国土交通部門、農林水産部門、厚生労働部門と連携して具体化を図る。 | | W T (経産) |
| 自動車取得税及び自動車重量税 | | ○条文及び方向性で措置済み。 | | — |
| 延滞税 | | ○今後の年度改正時に税制調査会で見直しを行う。 | | 税調 |
| 経済との関係 | | ○25年度税制改正時に税制調査会で見直しを行う。 | | 税調 |
| 歳入庁 | | ○「新成長戦略」及び「日本再生の基本戦略」を着実に推進すべく、成長戦略・経済対策P Tでフォローアップ等を進める。 | | 成長P T |
| 地方法人特別税 | | ○社会保障と税の一体改革調査会の下にすでに設置している歳入庁W Tにおいて、具体化を図る。 | | W T (一体調) |
| 復興に関する方針 | | ○総務部門、地域主権調査会を中心に、税制調査会と連携して具体化を図る。 | | 総務/地域 主権調 |
| | | ○東日本大震災復興・復興P Tを中心に今後も復興に向けた施策を推し進める。税制上の措置については、税制調査会と連携する。 | | 復興P T |

2012年8月28日

各部門会議座長殿

税制改正重点要望選定の提出期限について

民主党税制調査会事務局長
古本 伸一郎

平素からの活発な政策活動に心より敬意を表します。

さて、8月21日付で「主査選任及び租特等にかかる重点要望選定のお願い」という文書を出させていただきました。

その中で、税制改正重点要望の提出期限については、代表選挙日程等も勘案し明示しておりません。ただし、同日の政策調査会役員会及び税制調査会総会で補足説明いたしました通り、今後の税制改正作業を円滑に進めるため、各省庁の税制改正要望にかかる審査と同時並行的に、現在の部門会議としての重点要望選定作業を進め、事務的にご提出いただきたいと存じます。ご多用の中恐縮ですが、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

以上